

空き店舗対策事業 対象となるかの判定例

物件

- 以前、店舗として使用されていて、空き店舗となっている物件
- × 以前、住宅として使用されていた物件を店舗としている物件
- × 居抜き物件で、休業期間等を挟まずに営業を続ける場合
- 居抜き物件で、店内の改装等を行うなどで1ヶ月程度の閉店をして営業を行う場合
- 新築物件（1ヶ月程度の入居がないもの）
- × 大型商業施設等のテナント型店舗物件。
（サンフティーマ、コンベンションシティなど）

入居の理由

- 新規創業
- 既に事業を行っている市外の事業者が市内の空き店舗へ移転
- × 既に事業を行っている市内の事業者が市内の空き店舗へ移転
※市内の空き店舗の解消とならない為。
- 既に事業を行っている市内の事業者が現在の店舗が取り壊しの為に退去され、市内の空き店舗へ移転
- 市内及び市外の事業者が市内へ2号店（又は別事業）等を開設する場合

業種

- 小売業
ほぼ対象となるが、販路が通信販売のみで店舗を倉庫として使用するなどの場合は対象外となる。
- △ 飲食業
 - 一般食堂、喫茶店（カフェ等）、弁当店、居酒屋など
 - × 接待を伴う飲食業（スナック等）
- △ サービス業
 - 理容業、美容業、学習塾、整体・接骨院など
 - × 不動産取引業、マリンサービス（ダイビング等）
※来客はするが、事務所としての要素が強い業種は対象外。
サービスの提供が主に店舗外で行われる業種も対象外。
- × 建設業、製造業
対象とならない。
- × 医療関係
※収入の大半が補助金となる医療行為の事業所は対象外

賃貸契約書の内容

名義等

補助金の申請者と契約者が同一名義である事が条件。

申請者の同居家族が契約者でも対象とならない。

階数の確認

賃貸契約書に記載してある階数。

道路と敷地に段差があり、道路からの見た目が1階又は2階でも契約書で3階以上の階である記載の場合は対象とならない。

使用目的

事業用となっている事が条件

年数の確認（リフォーム補助金）

賃貸契約書の当初の契約日を基準に判定。

他の書類（営業許可証や領収証）等では代替出来ない。